

第 1 章 障害者数

第 1 節

全体状況

1. 障害者の全体数

障害者基本法においては、障害者は「身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されている。

身体障害、知的障害、精神障害の3区分で障害者数の概数を見ると、身体障害者351万6千人、知的障害者45万9千人、精神障害者258万4千人となっている。これを人口千人当たりの人数で見ると、身体障害者は28人、知的障害者は4人、精神障害者は21人となる。複数の障害を併せ持つ者

もいるため、単純な合計数にはならないものの、およそ国民の5%が何らかの障害を有していることになる。

なお、精神障害者については、身体障害者や知的障害者のような実態調査が行われていないため、医療機関を利用した精神疾患患者数を精神障害者数としていることから、一過性の精神疾患のために日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性がある。

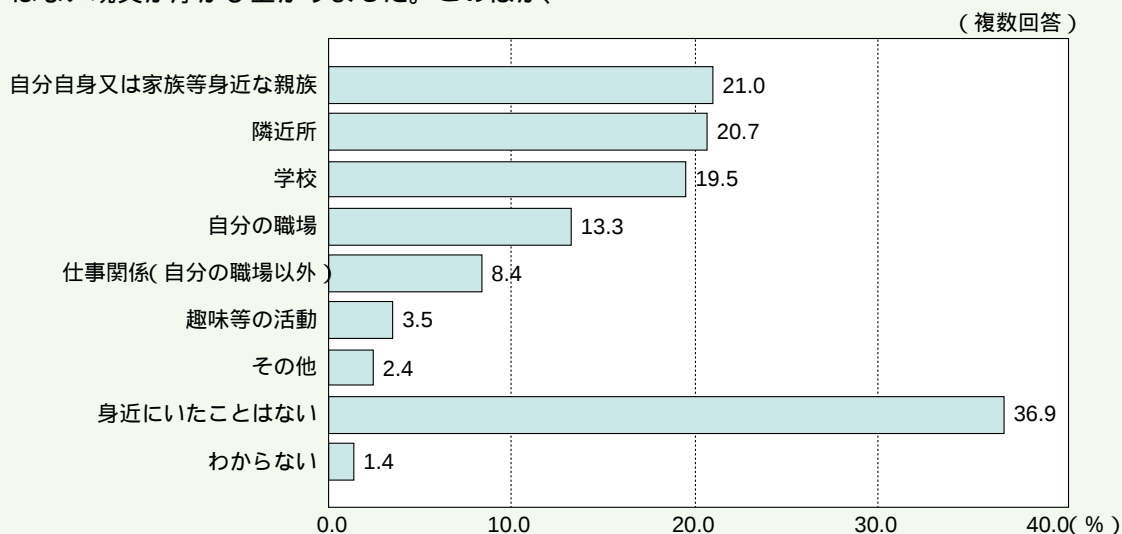
2. 在宅・施設入所

障害別に在宅者と施設入所者の状況を見ると、施設入所者の割合は身体障害者5.4%、精神障害者13.4%に対して、知的障害者は28.3%となっており、特に知的障害者の施設入所の割合が高い点に特徴がある。

障害は身近な問題

平成17年1月に内閣府が実施した「障害者の社会参加に関する特別世論調査」の結果によれば、「自分自身又は家族等身近な親族」に障害のある人がいたことがあるという回答が約2割を占め、障害の問題が決して他人事ではない現実が浮かび上がりました。このほか、

隣近所、学校、職場等を含めいずれかの場面で自分に身近な存在として障害のある人がいたことがある割合は6割（61.7%）に達しており、家族以外でも障害の問題を身近に感じている人が多いことが伺えます。



資料：内閣府「障害者の社会参加に関する特別世論調査」(平成17年1月)

● 図表1-1 障害者数

	総 数	在 宅 者	施設入所者
身体障害者	351.6 万人 (28 人)	332.7 万人 (27 人)	18.9 万人 (2 人)
18 歳未満	9.0 万人	8.2 万人	0.8 万人
18 歳以上	342.6 万人	324.5 万人	18.1 万人
知的障害者	45.9 万人 (4 人)	32.9 万人 (3 人)	13.0 万人 (1 人)
18 歳未満	10.3 万人	9.4 万人	0.9 万人
18 歳以上	34.2 万人	22.1 万人	12.1 万人
年齢不詳	1.4 万人	1.4 万人	0.0 万人
精神障害者	258.4 万人 (21 人)	223.9 万 (18 人)	34.5 万人 (3 人)
20 歳未満	14.2 万人	13.9 万人	0.3 万人
20 歳以上	243.6 万人	209.5 万人	34.1 万人
年齢不詳	0.6 万人	0.5 万人	0.1 万人

注 1：() 内数字は、総人口 1,000 人あたりの人数（平成 12 年国勢調査人口による）。

注 2：精神障害者の数は、ICD-10 の「Ⅴ 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外来患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。

資料：「身体障害者」在宅者：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成13年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成12年）等

「知的障害者」在宅者：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成12年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成12年）等

「精神障害者」在宅者：厚生労働省「患者調査」（平成14年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

施設入所者：厚生労働省「患者調査」（平成14年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

調査の概要

○身体障害児・者実態調査（厚生労働省）

在宅の身体障害児・者を対象とした調査であり、5年ごとに実施。全国の国勢調査区から無作為抽出した調査地区内に居住する身体障害児・者及びその属する世帯を対象に調査。

○知的障害児（者）基礎調査（厚生労働省）

在宅の知的障害児・者を対象とした調査であり、5年ごとに実施。全国の国勢調査区から無作為抽出した調査地区内に居住する知的障害児・者のいる世帯を対象に調査。

○社会福祉施設等調査（厚生労働省）

全国の社会福祉施設等を対象に、施設数、在所者・従事者の状況等を調査するもので、毎年実施（3年に1回精密調査）。10月1日時点での全数調査。

○患者調査（厚生労働省）

病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした調査であり、3年ごとに実施。全国の医療施設から層化無作為に抽出し、調査日にその医療施設で受診した全ての患者を対象に調査。